



高校生相当の方対象

自転車乗車用ヘルメットの購入費を一部補助



☎ 防災安全課 Tel.0299-90-1131

4月1日から道路交通法が改正され、全年齢において自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務になりました。

市では、自転車に乗っている人が交通事故に遭遇した際の被害軽減を目的として、ヘルメットの着用を促進するため、購入費用の一部を補助します。

対象者＝市内に住民登録している高校生相当の方(2005年4月2日から2008年4月1日までに生まれた方)

対象の自転車乗車用ヘルメット

- 2023年4月1日以降に購入したもの
(インターネットで注文した場合は、注文日が2023年4月1日以降のものが対象)
- 安全基準に適合した新品のもの
- ※安全認証マーク(SG・JCF・CE・GS・CPSC)のいずれかがあるもの
- 転売などの目的でなく対象者本人が使用するもの

購入先＝自転車乗車用ヘルメット販売店、インターネット販売店

申請受付期間＝11月6日(月)～2024年3月31日(日)
※土・日曜日、祝日を除く

※予算の上限に達した場合、受付期間中であっても補助を終了することがあります

※18歳未満の方は保護者が申請してください

必要書類

- 補助金交付申請書(防災安全課窓口または市ホームページから入手できます)
- 販売店などが発行した領収書の写し
- 安全基準を証明する書類の写し(販売店の証明書または現物の写真など)

補助率＝ヘルメット1個につき、購入費用の2分の1(上限2,000円、100円未満切り捨て)

※対象者1人につき1個まで

申請窓口＝ 防災安全課または市民生活課

認知症徘徊高齢者への対応訓練



☎ 長寿介護課 Tel.0299-91-1701

認知症による徘徊での行方不明者は、年々増加しており2022年には全国で1万8千人を超えました。

当市における認知症認定者数も増加傾向にあることから、対応訓練を実施します。

認知症による「徘徊」は、たださまよい歩いているわけではなく、その人なりの理由があり外出して、道が分からなくなって行方不明となってしまいます。

地域で誰かが一声かけることができれば、早期発見ができるかもしれません。

今回は、徘徊高齢者への対応や声かけの仕方などを訓練します。訓練のみの参加でもかまいません。ご興味のある方はお越しください。

日時＝11月25日(土) 午後0時30分～ ※雨天中止

場所＝(講義)うずもコミュニティセンター
(訓練)知手中央2丁目・6丁目周辺

内容＝(講義)市認知症施策について、神栖警察署からの説明 ほか
(訓練)声かけ・捜索

申込方法＝電話申し込み

申込期限＝11月24日(金)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

☎ こども福祉課 Tel.0299-95-9576

11月は 児童虐待防止推進月間



こども家庭庁は、2022年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数(速報値)を公表しました。件数は、219,170件で前年度より11,510件増え、過去最多を更新しました。市が受けた虐待通告件数は118件で、年々増加傾向にあります。近年、虐待による死亡事例は全国で年間50件を超えており、1週間に1人の子どもが命を落としていることとなります。

「児童虐待」とは

1 身体的虐待 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など	2 心理的虐待 怒鳴る、脅す、無視する、きょうだいと差別する、子どもの前で夫婦げんかする など	3 ネグレクト(育児放棄) 十分な食事を与えない、病気やけがをしても受診させない、車や家に置き去りにする、不衛生な環境で生活させる、閉じ込める など	4 性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする など
---	---	--	--

「しつけ」と「体罰」はちがうもの？

2020年4月、児童福祉法などの改正法において、体罰が許されないものと法律で定められました。

「しつけ」のつもりでも、次のような行為はすべて体罰です。

- 言葉で数回注意したが言うことを聞かないので、頬をたたいた
- 宿題をしなかったので、夕食を与えなかった
- 友達を殴ったので、同じように子どもを殴った

市民の皆さん！児童虐待だと思ったら、迷わずに通告(情報提供)を！

気になる・おかしいと感じる子どもや保護者がいるときは、ためらわずに市や児童相談所に通告してください。匿名でもかまいません。通告者の秘密は守られます。調査の結果、虐待ではなくても責任を問われることは一切ありません。早期の連絡が虐待被害の未然防止につながります。

目の前で暴行を受けているなど、子どもの生命に危険がある場合には、迷わず警察(110番)に連絡してください。

相談・連絡先	電話番号・登録先
児童相談所 虐待対応ダイヤル	いち は や く ☎ 189 (24時間対応) ※お近くの児童相談所につながります ※通話料無料。一部のIP電話はつながりません
いばらき虐待 ホットライン	Tel.0293-22-0293 (24時間対応)
銚田児童相談所	Tel.0291-33-4119
子ども家庭総合支援拠点 (市こども福祉課内)	Tel.0299-95-9576
親子のための相談LINE ※茨城県は平日の午前10時～午後8時受付	LINE公式アカウント 「親子のための相談LINE」を友達追加

※LINEは、LINEヤフー株式会社の登録商標です